

目次

I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	2
3	平均処理期間・審議回数	3
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	3
5	インカメラ	3
6	ヴォーンインデックス	3
7	特徴のある事件	4
8	その他	7
9	総会（委員の全員をもって構成する合議体）及び運営会議	7
10	各部会の調査審議回数	7

II 情報公開

1	諮問・答申件数	9
2	答申結果の分類	9
3	平均処理期間・審議回数	10
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	10
5	インカメラ	11
6	ヴォーンインデックス	11
7	特徴のある事件	11
8	その他	13

III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	15
2	答申結果の分類	16
3	平均処理期間・審議回数	16
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	17
5	インカメラ	17
6	ヴォーンインデックス	17
7	特徴のある事件	17
8	その他	20

IV 付言の実績	21
----------	----

令和2年度の調査審議等の状況

(令和2年4月～令和3年3月)

I 全体

1 諮問・答申件数

令和2年度の諮問件数は949件、答申件数は835件である。

なお、平成13年度から令和2年度までの総諮問件数は18,291件、総答申件数は16,727件であり、令和2年度末時点で審議中の件数は912件である。

○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[令和2年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
情報公開	704	602	44
個人情報保護	245	233	8
合計	949	835	52

[令和2年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	835	737	42
独立行政法人等	114	98	10
合計	949	835	52

[平成13年度～令和2年度]

(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (令和2年度末) (a-b-c)
行政機関	15,958	14,624	514	820
独立行政法人等	2,333	2,103	138	92
合計	18,291	16,727	652	912

(注1) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

(注2) 諮問件数等は、情報公開審査会(平成17年4月1日の情報公開・個人情報保護審査会設置法施行前の名称)の実績との累計である。以降、本資料において共通。

1-1 中間答申

令和2年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

1-2 取下げ

令和2年度における諮問事件の取下げは、合計で52件であり、その内訳は以下のとおりである。

(取下げ件数及び理由の内訳)

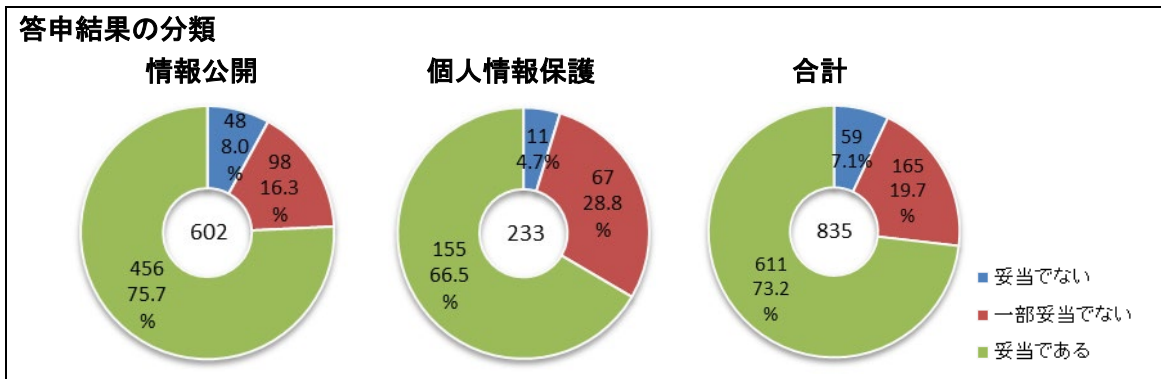
諮問種別	行政機関	独立行政法人等	合計
情報公開	35件	9件	44件
個人情報保護	7件	1件	8件
合計	42件	10件	52件

取下げ理由	件数
不服申立人の自主的な取下げ	19件
審査会意見通知	14件
全部開示	3件
改めて開示決定等を実施	2件
却下	8件
その他	6件
合計	52件

2 答申結果の分類

令和2年度に出された答申件数(835件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、224件(26.8%)である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	48件 (8.0%)	11件 (4.7%)	59件 (7.1%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	98件 (16.3%)	67件 (28.8%)	165件 (19.7%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			224件 (26.8%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	456件 (75.7%)	155件 (66.5%)	611件 (73.2%)
合計	602件 (100%)	233件 (100%)	835件 (100%)

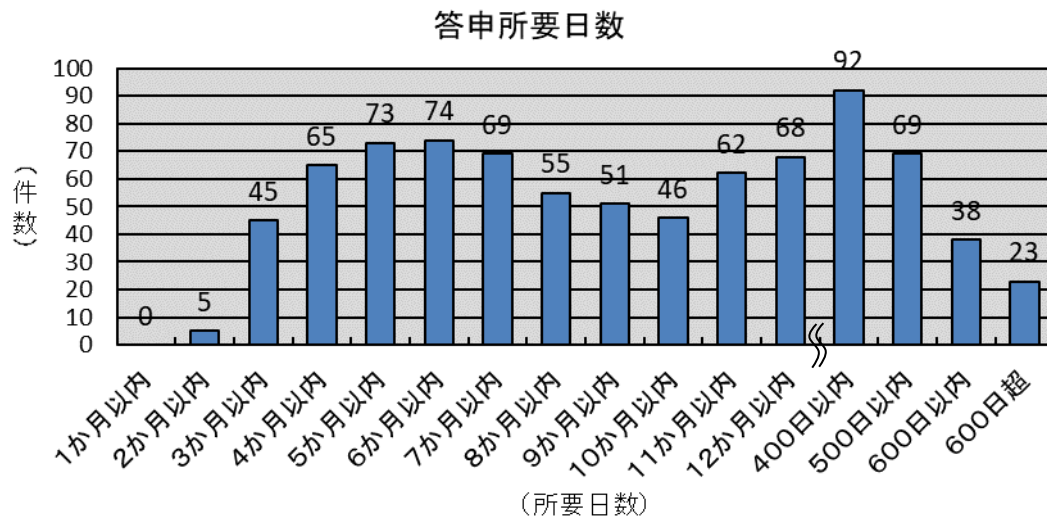


3 平均処理期間・審議回数

令和2年度の答申（835件）について、平均処理期間は278.9日、平均審議回数は2.5回であり、最短の事件では43日で処理が終了しており（令和2年度（行個）答申第50号）、最長の事件では1,148日かかっている（令和2年度（行情）答申第538号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.1回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は12か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和2年度の答申（835件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。
- (3) 令和2年度に不服申立人等の口頭意見陳述及び諮問庁の口頭説明の聴取を地方において行った実績はない。
- (4) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。なお、審査会発足以降の実績は、後掲の別表のとおりである。

5 インカメラ

令和2年度の答申（835件）についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは390件である。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書等が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

令和2年度の答申（835件）についてみると、諮問庁から情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

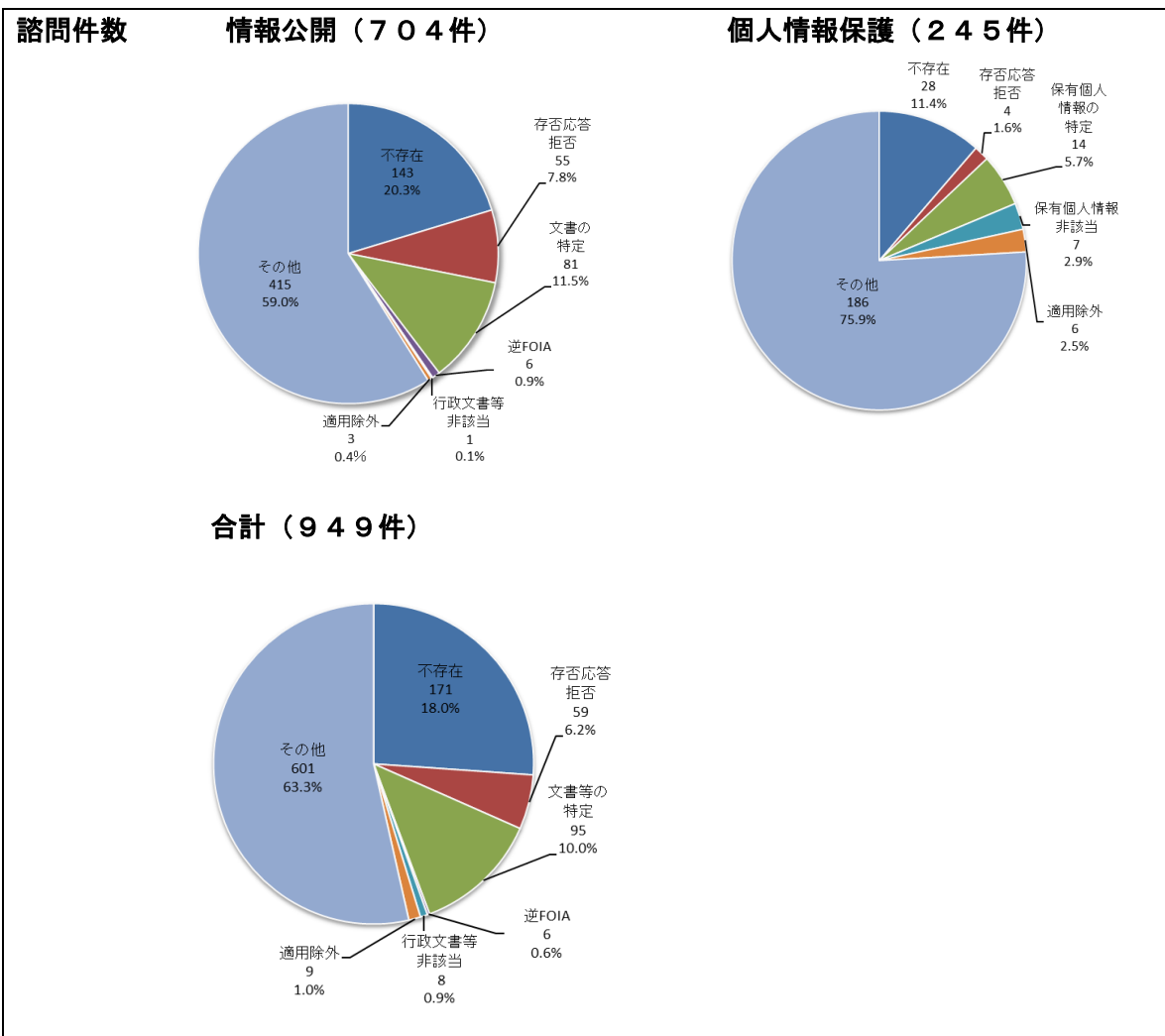
(諮問)

(単位：件)

	情報公開	個人情報保護	合計
不存在事件	143	28	171
存否応答拒否事件	55	4	59
文書等の特定を争う事件	81	14	95
逆FOIA事件	6	0	6
行政文書等非該当事件	1	7	8
適用除外事件	3	6	9
その他事件	415	186	601
合計	704	245	949

(注1) 「不存在事件」、「存否応答拒否事件」、「文書等の特定を争う事件」、「行政文書等非該当事件」、「適用除外事件」とは、当該特徴のみを争った諮問事件をいう。以降、本資料において共通。

(注2) 答申に至るまでに争点が変わることにより、分類が変わることがあるので、上記の数は変動することがある。以降、本資料において共通。



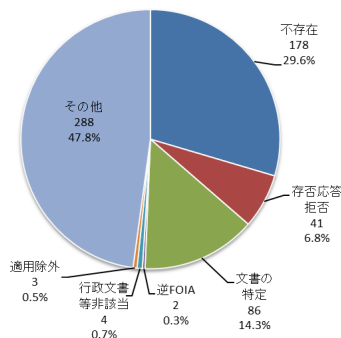
(答申)

(単位：件)

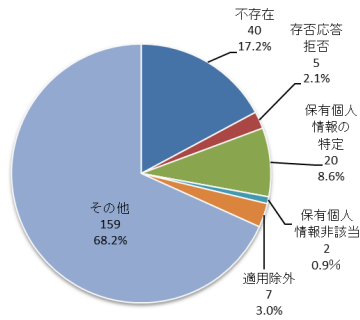
	答申件数			答申結果別の内訳			
	情報公開	個人情報保護	合計	妥当でない		妥当である	
				全部を妥当でない	一部妥当でない		
不存在事件	178	40	218	15	13	2	203
存否応答拒否事件	41	5	46	6	6	0	40
文書等の特定を争う事件	86	20	106	26	23	3	80
逆FOIA事件	2	0	2	1	0	1	1
行政文書等非該当事件	4	2	6	2	1	1	4
適用除外事件	3	7	10	0	0	0	10
その他事件	288	159	447	174	16	158	273
合計	602	233	835	224	59	165	611

答申件数

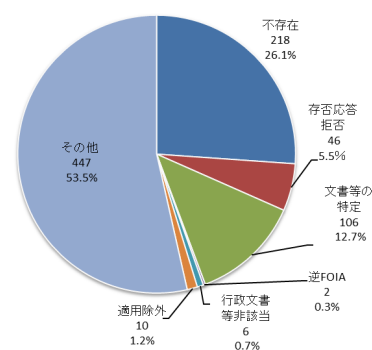
情報公開 (602件)



個人情報保護 (233件)

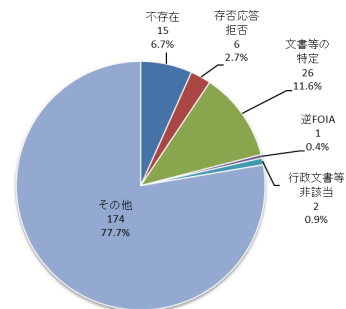


合計 (835件)

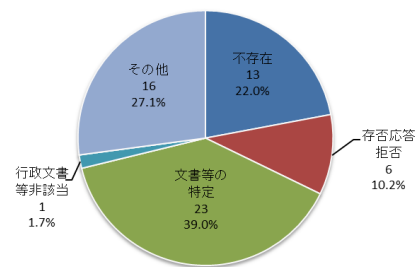


答申結果別の内訳

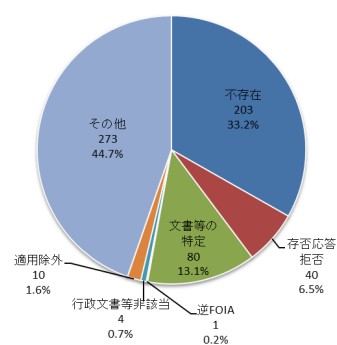
「妥当でない (一部妥当でないも含む)」 (224件)



「全部を妥当でない」 (59件)



「妥当である」 (611件)



7-1 不存在事件

不存在事件については、令和2年度で171件（情報公開143件、個人情報保護28件）の諮問を受け、令和元年度以前の諮問も含め、218件（情報公開178件、個人情報保護40件）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、13件あり、情報公開関連が11件（注1）、個人情報保護関連が2件（注2）である。

（注1）令和2年度（行情）答申第158号、第185号、第255号ないし第259号、第289号、第417号及び第539号並びに令和2年度（独情）答申第31号

（注2）令和2年度（行個）答申第93号及び令和2年度（独個）答申第29号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和2年度に59件（情報公開55件、個人情報保護4件）の諮問を受け、令和元年度以前の諮問も含め、46件（情報公開41件、個人情報保護5件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、6件あり、情報公開関連が4件（注1）、個人情報保護関連が2件（注2）である。

（注1）令和2年度（行情）答申第27号、第338号、第428号及び第491号

（注2）令和2年度（行個）答申第109号及び第179号

7-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、令和2年度に95件（情報公開81件、個人情報保護14件）の諮問を受け、令和元年度以前の諮問を含め、106件（情報公開86件、個人情報保護20件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、23件あり、情報公開関連が22件（注1）、個人情報保護関連が1件（注2）である。

（注1）令和2年度（行情）答申第21号、第61号ないし第64号、第113号、第121号、第249号、第300号、第301号、第303号、第318号、第319号、第330号、第352号、第357号、第450号、第473号及び第495号並びに令和2年度（独情）答申第6号、第30号及び第47号

（注2）令和2年度（行個）答申第145号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和2年度に6件（情報公開6件、個人情報保護0件）の諮問を受け、令和元年度以前の諮問を含め、2件（情報公開2件、個人情報保護0件）について答申を出している。

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、令和2年度に8件（情報公開1件、個人情報保護7件）の諮問を受け、令和元年度以前の諮問を含め、6件（情報公開4件、個人情報保護2件）について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件あり、個人情報保護関連（注）である。

（注）令和2年度（独個）答申第12号

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和2年度に9件（情報公開3件、個人情報保護6件）

の諮問を受け、令和元年度以前の諮問を含め、10件（情報公開3件、個人情報保護7件）について答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、5件あり、情報公開関連が3件（注1）、個人情報保護関連が2件（注2）である。

（注1）令和2年度（独情）答申第7号、第19号及び第43号

（注2）令和2年度（独個）答申第9号及び第22号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、3件あり、全て情報公開関連である（注）。

（注）令和2年度（行情）答申第274号ないし第276号

9 総会（委員の全員をもって構成する合議体）及び運営会議

9-1 総会

令和2年度は、設置法6条2項に基づく総会は開催しなかった。

9-2 運営会議

令和2年度は、情報公開・個人情報保護審査会運営規則29条に基づき、運営会議を開催した（令和2年10月7日）。

10 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として毎週、定例日を定めて調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	28回
第2部会	27回
第3部会	28回
第4部会	25回
第5部会	20回

(別表) 答申の調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるもの

	行情(注1)	独情(注2)
平成13年度	55	
平成14年度	83, 164, 181, 279, 395, 426, 427, 428, 429, 430, 469, 527	
平成15年度	370, 454, 509, 590, 591	44
平成16年度	319, 488, 555	
平成17年度	129, 130, 133, 230, 231, 488	9
平成18年度		
平成19年度		103
平成20年度	262	
平成21年度	288, 330	6, 10
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度	537, 538	
平成25年度	422	
平成26年度		
平成27年度		
平成28年度		
平成29年度		
平成30年度		
令和元年度		
令和2年度		

(注1) 数字は答申番号である。

(注2) 個人情報保護について、該当する答申はない。

Ⅱ 情報公開

1 諮問・答申件数

令和2年度の諮問件数は704件、答申件数は602件である。

なお、平成13年度から令和2年度までの総諮問件数は14,613件、総答申件数は13,385件であり、令和2年度末時点での審議中の件数は679件である。

○情報公開関連

[令和2年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	643	546	35
独立行政法人等	61	56	9
合計	704	602	44

[平成13年度～令和2年度]

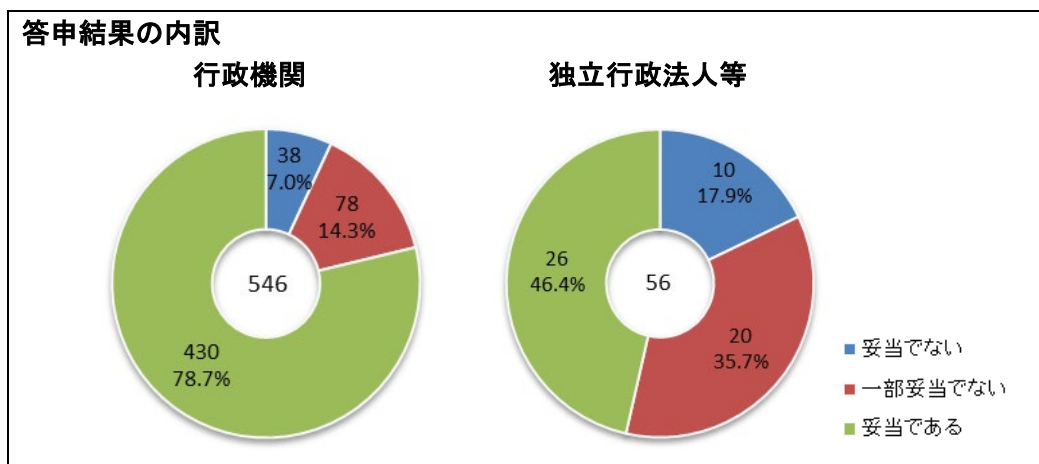
(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (令和2年度末) (a-b-c)
行政機関	13,126	12,060	435	631
独立行政法人等	1,487	1,325	114	48
合計	14,613	13,385	549	679

2 答申結果の分類

令和2年度に出された答申件数(602件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、146件(24.3%)である。

	行政機関	独立行政法人等	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	38件 (7.0%)	10件 (17.9%)	48件 (8.0%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	78件 (14.3%)	20件 (35.7%)	98件 (16.3%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			146件 (24.3%)
諮問庁の判断は妥当であるとされたもの	430件 (78.7%)	26件 (46.4%)	456件 (75.7%)
合計	546件 (100%)	56件 (100%)	602件 (100%)

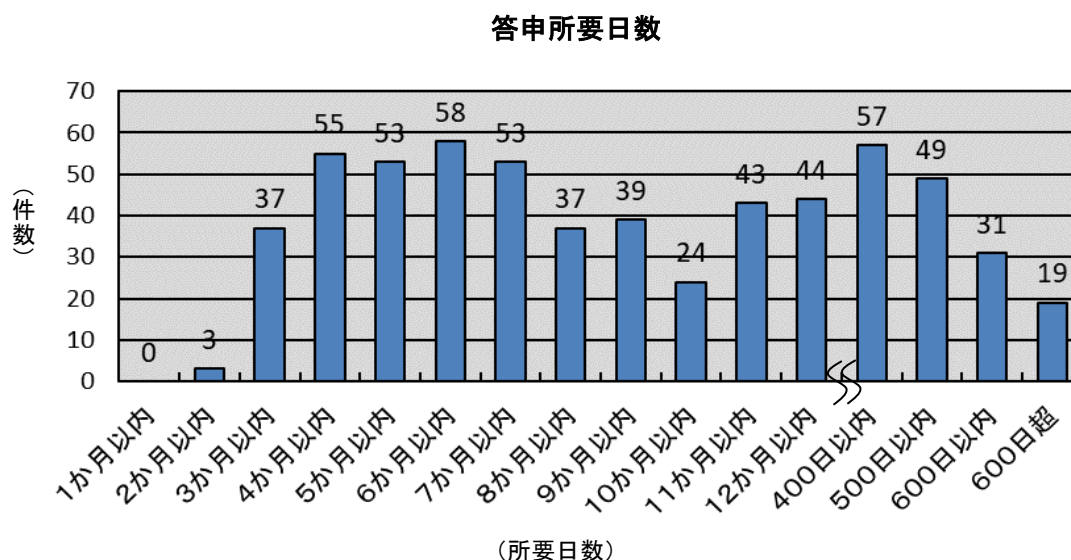


3 平均処理期間・審議回数

令和2年度の答申（602件）について、平均処理期間は276.3日、平均審議回数は2.5回であり、最短の事件では47日で処理が終了しており（令和2年度（独情）答申第10号）、最長の事件では1,148日かかっている（令和2年度（行情）答申第538号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.1回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は8か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は12か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和2年度の答申（602件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。
- (3) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。

5 インカメラ

令和2年度の答申（602件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは270件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

令和2年度の答申（602件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

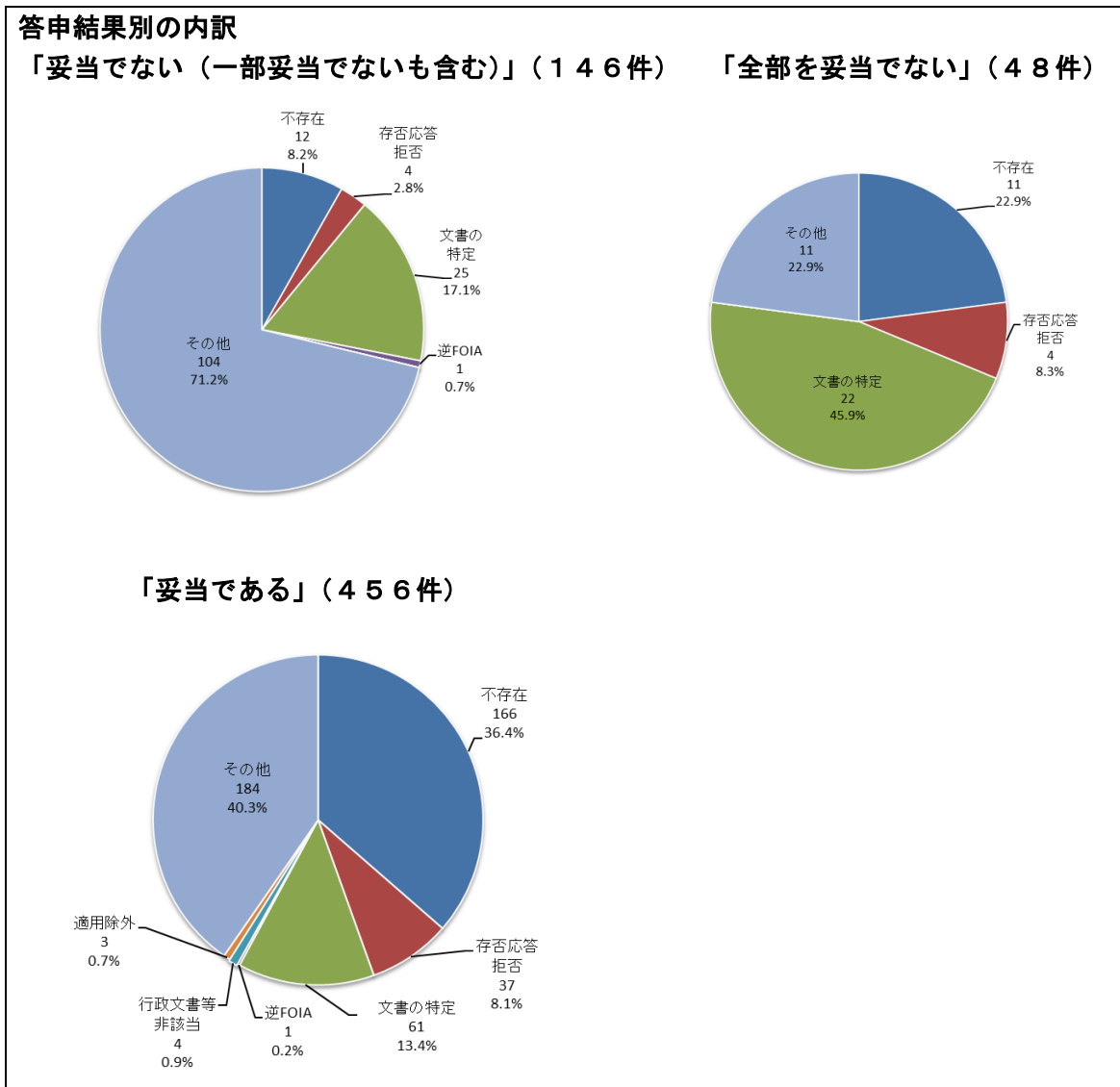
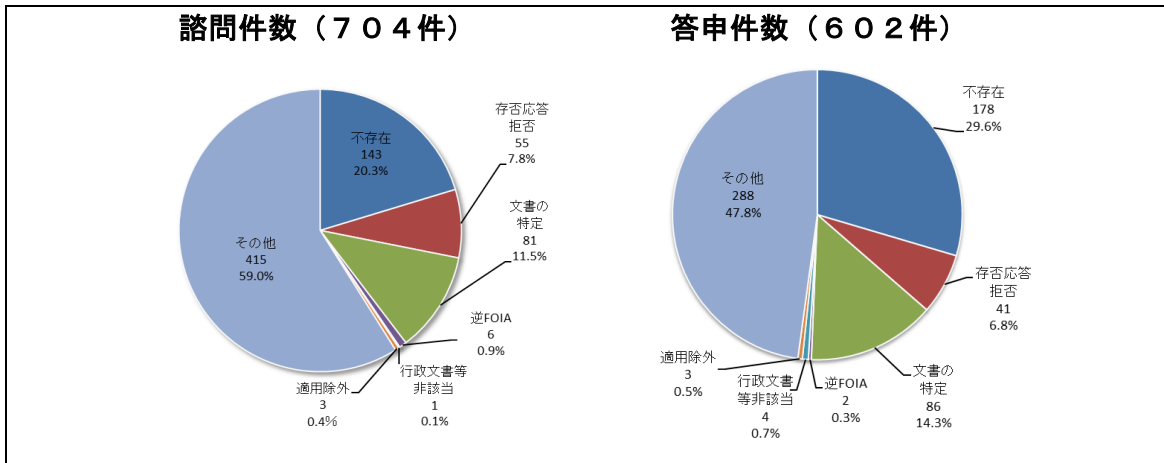
（注）ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

（単位：件）

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない			妥当 である
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	143	178	12	11	1	166
存否応答拒否事件	55	41	4	4	0	37
文書の特定を争う事件	81	86	25	22	3	61
逆FOIA事件	6	2	1	0	1	1
行政文書等非該当事件	1	4	0	0	0	4
適用除外事件	3	3	0	0	0	3
その他事件	415	288	104	11	93	184
合計	704	602	146	48	98	456



7-1 不存在事件

不存在事件については、令和2年度に143件の諮問を受け、令和元年度以前の諮問も含め、178件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在す

るとしたものと等)は、11件(注)である。

(注)令和2年度(行情)答申第158号、第185号、第255号ないし第259号、第289号、第417号及び第539号並びに令和2年度(独情)答申第31号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和2年度に55件の諮問を受け、令和元年度以前の諮問も含め、41件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、4件(注)である。

(注)令和2年度(行情)答申第27号、第338号、第428号及び第491号

7-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、令和2年度に81件の諮問を受け、令和元年度以前の諮問も含め、86件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、22件(注)である。

(注)令和2年度(行情)答申第21号、第61号ないし第64号、第113号、第121号、第249号、第300号、第301号、第303号、第318号、第319号、第330号、第352号、第357号、第450号、第473号及び第495号並びに令和2年度(独情)答申第6号、第30号及び第47号

7-4 逆FOIA(第三者不服申立て)事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和2年度に6件の諮問を受け、令和元年度以前の答申も含め、2件の答申を出している。

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、令和2年度に1件の諮問を受け、令和元年度以前の諮問も含め、4件の答申を出している。

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和2年度に3件の諮問を受け、令和元年度以前の諮問も含め、3件について答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、3件(注)である。

(注)令和2年度(独情)答申第7号、第19号及び第43号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、3件（注）である。

（注）令和2年度（行情）答申第274号ないし第276号

Ⅲ 個人情報保護

1 諮問・答申件数

令和2年度の諮問件数は245件，答申件数は233件である。

なお，平成13年度から令和2年度までの総諮問件数は3,678件，総答申件数は3,342件であり，令和2年度末時点で審議中の件数は233件である。

○個人情報保護関連

[令和2年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	192	191	7
独立行政法人等	53	42	1
合計	245	233	8

(単位：件)

	行政機関			独立行政法人等		
	諮問件数	答申件数	取下件数	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	167	167	7	44	33	0
訂正請求関連	19	18	0	9	9	1
利用停止請求関連	6	6	0	0	0	0
合計	192	191	7	53	42	1

[平成17年度～令和2年度]

(単位：件)

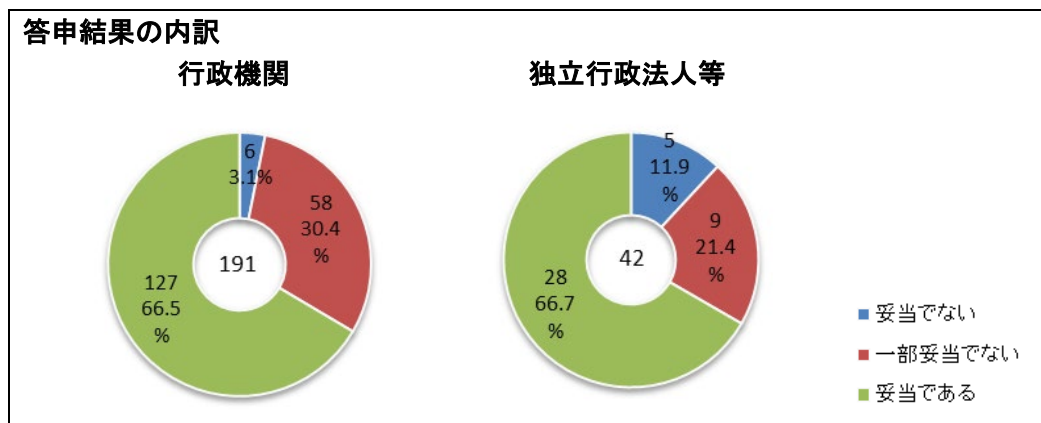
	諮問件数	答申件数	取下件数	審議中の件数 (令和2年度末)
	(a)	(b)	(c)	(a-b-c)
行政機関	2,832	2,564	79	189
開示請求	2,549	2,309	73	167
訂正請求	199	177	4	18
利用停止請求	84	78	2	4
独立行政法人等	846	778	24	44
開示請求	723	663	21	39
訂正請求	98	90	3	5
利用停止請求	25	25	0	0
合計	3,678	3,342	103	233
開示請求	3,272	2,972	94	206
訂正請求	297	267	7	23
利用停止請求	109	103	2	4

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

令和2年度に出された答申件数（233件）のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む）は、78件（33.5%）である。

	行政機関	独立行政法人等	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	6件 (3.1%)	5件 (11.9%)	11件 (4.7%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	58件 (30.4%)	9件 (21.4%)	67件 (28.8%)
小計（諮問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないも含む）としたもの）			78件 (33.5%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	127件 (66.5%)	28件 (66.7%)	155件 (66.5%)
合計	191件 (100%)	42件 (100%)	233件 (100%)

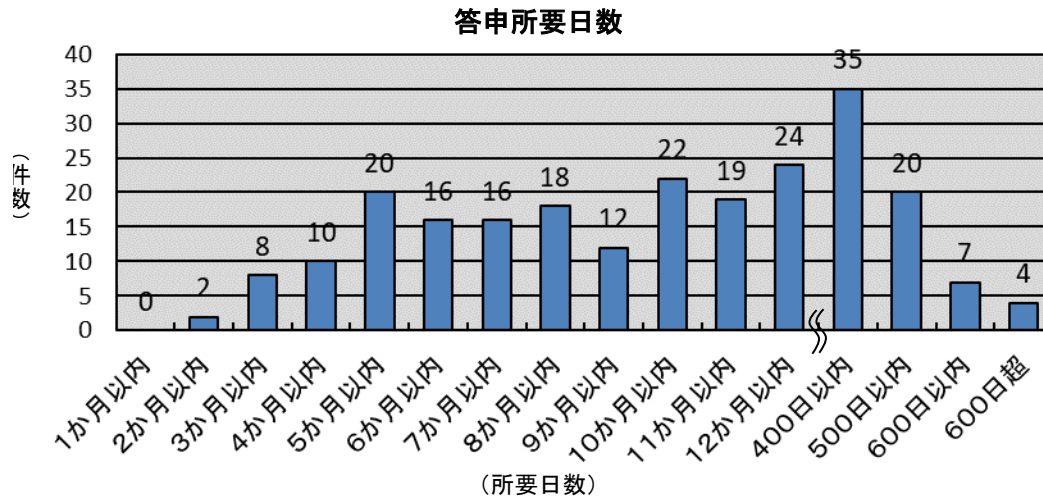


3 平均処理期間・審議回数

令和2年度の答申（233件）について、平均処理期間は285.8日、平均審議回数は2.6回であり、最短の事件では43日で処理が終了しており（令和2年度（行個）答申第50号）、最長の事件では776日かかっている（令和2年度（行個）答申第140号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、2.1回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は10か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は12か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述，口頭説明聴取等の実績

令和2年度の答申（233件）についてみると，不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく，諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものもない。また，調査審議の経過欄に，「参考人」と記載のあるものもない。

5 インカメラ

令和2年度の答申（233件）についてみると，対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは120件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に，「本件対象保有個人情報の見分」等と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合，存否応答拒否の正当性が争われている場合，一定の様式に記入された個人情報であり，その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など，事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

令和2年度の答申（233件）についてみると，諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

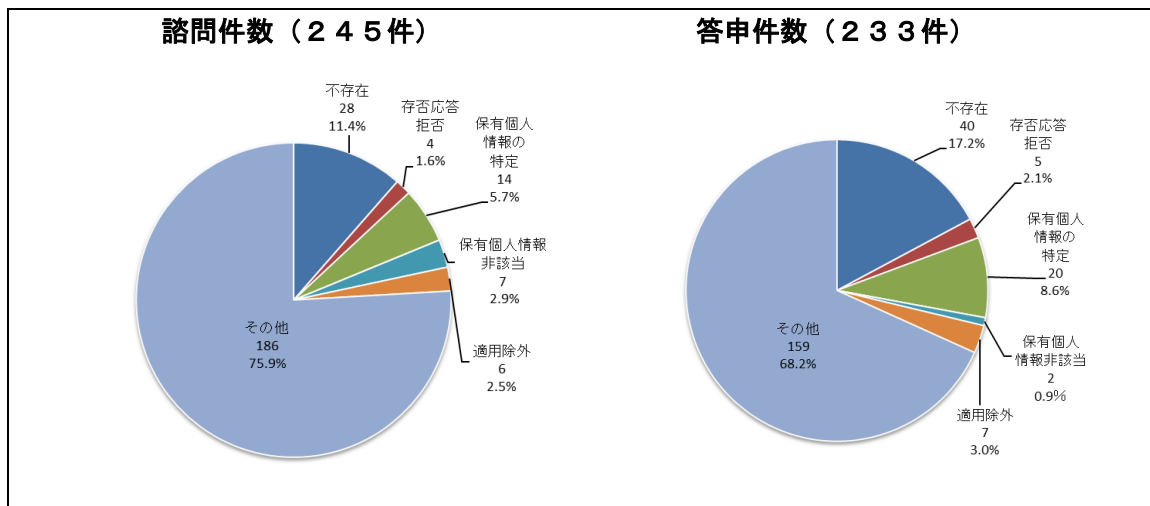
（注）ただし，ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として，諮問庁が自主的に，あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件，存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については，以下のとおりである。

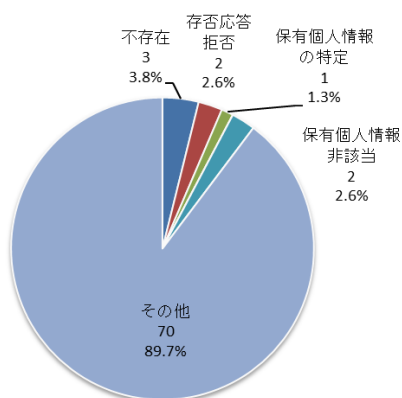
(単位：件)

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない		妥当 である	
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	28	40	3	2	1	37
存否応答拒否事件	4	5	2	2	0	3
保有個人情報の特定を争う事件	14	20	1	1	0	19
逆FOIA事件	0	0	0	0	0	0
保有個人情報非該当事件	7	2	2	1	1	0
適用除外事件	6	7	0	0	0	7
その他事件	186	159	70	5	65	89
合計	245	233	78	11	67	155

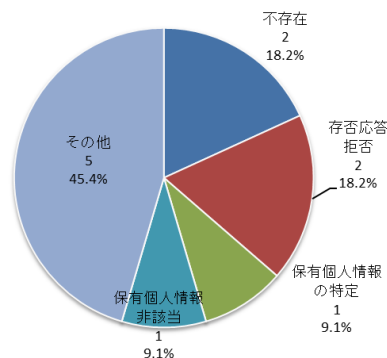


答申結果別の内訳

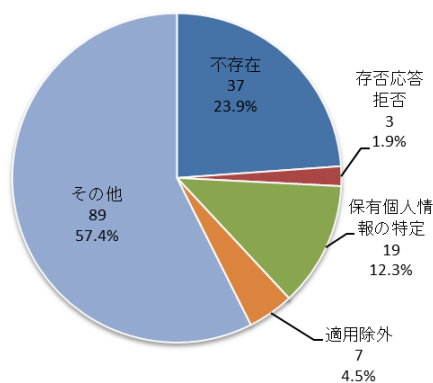
「妥当でない（一部妥当でないも含む）」（78件）



「全部を妥当でない」（11件）



「妥当である」（155件）



7-1 不在事件

不在事件については、令和2年度で28件の諮問を受け、令和元年度以前の諮問も含め、40件について答申を出している。

この不在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（個人情報が存在するとしたもの等）は、2件（注）である。

（注）令和2年度（行個）答申第93号及び令和2年度（独個）答申第29号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和2年度に4件の諮問を受け、令和元年度以前の諮問も含め、5件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは2件（注）である。

（注）令和2年（行個）答申第109号及び第179号

7-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、令和2年度に14件の諮問を受け、令和

元年度以前の諮問を含め、20件について答申を出している。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件（注）である。

（注）令和2年度（行個）答申第145号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和2年度に諮問を受けておらず、答申も出していない。

7-5 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、令和2年度に7件の諮問を受け、令和元年度以前の諮問も含め、2件の答申を出している。

この保有個人情報非該当事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件（注）である。

（注）令和2年度（独個）答申第12号

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和2年度に6件の諮問を受け、令和元年度以前の諮問を含め、7件について答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

○ 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、2件（注）である。

（注）令和2年度（独個）答申第9号及び第22号

IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないとしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

令和2年度の答申を整理すると、165件の答申において付言がみられ、開示決定等の理由の提示など14の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、開示決定等の理由の提示に関する付言（63件）、が最も多く、続いて、開示決定等における対象文書の表記に関する付言（32件）、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（22件）、文書等の特定に関する付言（12件）、開示決定の迅速・的確化に関する付言（10件）などという順になっている。

各項目の主な付言の該当部分は、以下のとおりである。

（注）一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

1) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（63件）

- ・ 原処分に係る行政文書不開示決定通知書の「不開示とした理由」において、不開示条項の内容を引用して記載しているものの、本件存否情報が、具体的にいかなる理由により法5条6号イに定める不開示情報に該当するののかについて記載されておらず、本件不開示決定における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ない。諮問庁においては、処分庁に対し、今後、処分に当たって適切な事務処理を行うよう指導することが望まれる。

（令和2年度（行情）答申第309号）

- ・ 本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「保有していない」旨記載されているところ、一般に、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に保有個人情報を保有していないという事実を示すだけでは足りず、保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該保有個人情報が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点に留意すべきである。

（令和2年度（行個）答申第2号）

など

2) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの（32件）

- ・ 別紙の1及び2のとおり、処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件請求文書と同一の文書名を開示決定通知書に記載した上で、別紙の3に掲げる文書を開示したものであるが、本来は、開示決定通知書には、特定した文書名としてそれらの文書の名称を記載すべきであったのであるから、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(令和2年度(行情)答申第61号)

- ・ 処分庁は、本件開示請求を受けて特定した保有個人情報の名称として、本件開示請求書に記載された文書名と同一の文書名を本件開示決定通知書に記載した上で、本件対象保有個人情報を一部開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した保有個人情報が記録された文書の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(令和2年度(行個)答申第12号)

など

3) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(22件)

- ・ 本件諮問は、異議申立て後、約14年が経過してから行われていることにつき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁からは、本件諮問に際して事実関係を確認するのに時間を要したとの説明があった。しかしながら、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでにこれほどまでの長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。

このような対応は、「簡易迅速な手段」による処理とはいえず、行政不服審査制度の存在意義を否定しかねない極めて不適切なものである。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

(令和2年度(行情)答申第119号)

など

4) 文書等の特定について付言したもの(12件)

- ・ 本件行政文書開示等決定通知書には、文書10を不開示とした理由について、「法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。」旨の記載がされているが、上記2において諮問庁は、実際は、本件開示請求及び原処分のいずれの時点においても作成・取得していなかったと説明する。

処分庁は、国家安全保障会議に係る資料を求める同種の開示請求に対する処分にならって、文書10の保有の有無を実際に確認せず、これを特定して、法5条各号に該当する情報が記載されていることを理由に不開示とする原処分を行い、諮問庁も漫然と、このような処分庁の対応を妥当であるとして本件諮問を行ったものといわざるを得ない。処分庁及び諮問庁は、今後、同様のことがないよう文書管理を含め、的確かつ慎重な対応をすべきである。

(令和2年度(行情)答申第262号)

- ・ 本件審査請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、文書の特定については争われていないが、上記2のとおり、本件においては、本来、本件開示請求に該当する文書として特定されるべき多数の文書が、その存在を一切明らかにされないまま、実質的に本件開示請求の対象外とされていたものであり、処分庁のこのような対応は疑念を生

じさせるばかりか、甚だ不当であるといわざるを得ない。

したがって、処分庁は、改めての開示決定等に当たっては、本件開示請求の対象となり得る文書の特定を慎重かつ適切に行い、これらの文書も含めて適正に開示決定等を行うべきである。

(令和2年度(独情)答申第38号)

など

5) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(10件)

- ・ 処分庁は、開示請求を受理してから、法10条1項に規定する開示決定等の期限を過ぎ、原処分を行っているが、この処理期限に関して、同条2項に基づく期限延長の通知を行っていない。

この通知の欠如は、法の規定に反した不適切な措置であったと認められ、今後は、法の制度趣旨を十分に理解した上での迅速かつ適切な対応が望まれる。

(令和2年度(独情)答申第22号)

など

6) 審査会への対応について付言したもの(6件)

- ・ 本件諮問については、諮問庁から理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって確認が必要であった事実関係等に係る追加的な説明を求めたにもかかわらず、長期間回答がなされない状況が続いた。

このような諮問庁の対応は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理につき、当審査会の照会への回答を含め、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

(令和2年度(行情)答申第274号)

など

7) 開示の実施手続について付言したもの(5件)

- ・ フローチャート頁の不開示部分について、審査請求人は上記第2の2(1)ウ(ウ)及び(2)オのとおり、通訳人の署名欄を除いて全部開示するよう主張しているところ、当審査会において、原処分に基づき開示が実施された文書を確認したところによれば、上記フローチャート頁の一部が判読できない状態になっていたことが認められる。

この点について、諮問庁は、上記第3の4のとおり、一部が判読できない状態になっていたが、当該フローチャート頁(通し頁の139頁)は通訳人の署名欄以外に不開示とすべき部分はないことから、再度、通訳人の署名欄以外が判読できる状態の文書の開示を実施する旨説明する。

上記のとおり、処分庁の原処分に基づく開示の実施には不備があったものと認められるところであり、処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たり、原処分に即した適正な開示の実施に留意すべきである。

(令和2年度(行個)答申第133号)

など

8) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの(5件)

- ・ 本件では、原処分に係る開示等決定通知書の3(1)及び(4)において2枚目以降を不開示とした旨記載されている文書1ないし文書4、文書21及び文書24について、同通知書別紙第1には、開示決定等の対象として特定した文書の名称の末尾に「(1枚目)」と明らかに誤った記載がなされていることが認められる。かかる記載の誤りは、当該文書の1枚目のみを当該決定の対象として特定したとの誤解を与えかねないものであり、原処分においては、慎重さに欠ける不適切な対応であったといわざるを得ず、処分庁においては、今後、開示決定等に当たっては同様の事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

(令和2年度(行情)答申第182号)

など

9) 補正に関する対応について付言したもの(5件)

- ・ 審査請求人が一通の開示請求書に記載した文書名のうち、文書4及び文書5の名称が同一であったにもかかわらず、処分庁は、審査請求人に対して確認等を行うことなく開示請求を受け付け、これを保有していないとして不開示とする各決定を行った。

処分庁は、本来、審査請求人に対し、同一の文書名が記載されていることについて確認・求補正等をすべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(令和2年度(行情)答申第370号及び同第371号)

など

10) 開示・不開示の判断について付言したもの(4件)

- ・ 法6条1号は、開示請求に係る文書の一部に法5条各号に定める不開示情報が記録されている場合において、当該部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと定めている。

原処分は、不開示部分に係る法の適用条項として、法5条1号、2号イ、4号及び6号イを挙げ、本件対象文書を全部不開示としているが、その際、処分庁は、様式部分を始め上記各号のいずれにも該当しない部分を区分して部分開示を行うための検討を行っていない。処分庁においては、今後、法の規定を踏まえ、不開示部分についての判断を適切に行う必要がある。

(令和2年度(行情)答申第234号)

など

11) 情報提供について付言したもの(3件)

- ・ 審査請求人は、文書1について、8,000枚近くに及ぶ頁のうち、延岡南道路に関

係する記載のある部分はそのうちのごく一部であったにもかかわらず、そのことが事前に通告されなかったために、本来負担する必要のなかった手数料を負担せざるを得なかったことにつき、情報公開制度の根幹を揺るがす問題である旨主張する。

請求文書に対し、該当する行政文書を、情報単位ではなく、文書単位で全て特定することは、法が予定する文書開示の方法であり、原処分を不適法とまではいえないが、文書1が実質は8件の決裁文書から構成され、そのうち本件請求文書に該当する部分について、容易に区分が可能であったことを踏まえると、審査請求人が必要とする部分のみ開示の実施を希望することができるよう、開示の実施に先だつてその旨情報提供を行う等、適切に案内をすることも可能であったといわざるを得ない。諮問庁は今後の対応について改善に努めるとしており、当審査会としても、それに期待するものである。

(令和2年(行情)答申第115号)

など

12) 文書管理について付言したもの(3件)

- ・ 諮問庁の説明(上記第5の2(1)ウ及びエ)によると、愛知労働局においても、管内監督署へのアナライザーの貸出日が先になる場合等には、担当職員がメモを取ることがあるが、これを組織内で共有することはなく、担当職員限りで廃棄しているとのことである。

担当職員の上記メモについては、重要物品の「物品増減及び現在額報告書」が毎年厚生労働大臣名で作成されていること(物品管理法37条)、物品供用官は物品を「使用する職員を明らかにしておかなければならない」こと(物品管理法施行令27条)等を踏まえると、貸出簿等使用の記録が取られていない愛知労働局の現状の下では、アナライザーを使用する職員を「明らかにする」文書の一つであることを推認し得るところである。本件各審査請求時点においては、既に処分済みとのことであるが、処分庁においては、今後、上記のメモが、担当職員から物品供用官に対する報告等重要物品の適切な管理のため、組織で共有する必要があるものかどうか、真摯に検討することが望まれる。

(令和2年度(行情)答申第155号及び同第156号)

など

13) 開示決定等に係る調査不足について付言したもの(1件)

- ・ 処分庁が本件対象保有個人情報を「保有していない」ことを理由に不開示とする原処分を行ったところ、諮問庁は、諮問に当たり、本件対象保有個人情報を特定し、本件対象保有個人情報については、刑事訴訟法53条の2第2項の定める適用除外に該当するため、法第4章の規定は適用されない旨の説明を行っている。

今後、より丁寧な文書探索を行うことや適用除外規定を始めとする法の正しい理解を徹底し、事務を適正に処理することが望まれる。

(令和2年度(行個)答申第24号)

14) その他(5件)

- ・ 審査請求人は、本件開示請求書の紙面に「追記」し、「大変、恐縮ですが当局の2015～18年度の活動状況報告書(上記事案に類似する事案を含む)を行政サービス範囲での提供をお願いします」として、法に基づく開示請求とは別に、行政サービスの範囲での当該文書の提供を求めている。この求めに対して、処分庁は、本件不開示決定通知書において、不開示とする旨を通知しているが、いうまでもなく、本来、法に基づく不開示決定通知書とは別に回答すべきものであり、処分庁における今後の適切な事務処理が望まれる。

(令和2年度(行情)答申第216号)

- ・ 処分庁は、令和元年6月21日付けの「行政文書開示請求書の補正について」と題する文書において、地方自治体が指定金融機関制度を指定することについては、地方自治法235条2項及び地方自治法施行令165条2項に定められている旨を情報提供していたが、当審査会事務局職員をして、改めて上記法令の適用条項を確認させたところ、諮問庁は、上記文書における同項との記載は引用誤りであり、正しくは同令168条2項が該当する旨説明するに至った。

このような経緯に鑑みると、本件開示請求への対応(求補正手続における情報提供の内容)に不適切な点があったものと認められるところであり、処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たり、適切な対応に留意すべきである。

(令和2年度(行情)答申第341号)

など

【参考】令和2年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 開示決定等の理由の提示について付言したもの(63件)	令和2年度(行情) 答申第23号
	令和2年度(行情) 答申第55号
	令和2年度(行情) 答申第66号
	令和2年度(行情) 答申第67号
	令和2年度(行情) 答申第68号
	令和2年度(行情) 答申第75号
	令和2年度(行情) 答申第107号
	令和2年度(行情) 答申第109号
	令和2年度(行情) 答申第110号
	令和2年度(行情) 答申第120号
	令和2年度(行情) 答申第145号
	令和2年度(行情) 答申第309号
	令和2年度(行情) 答申第310号
	令和2年度(行情) 答申第312号
	令和2年度(行情) 答申第317号
	令和2年度(行情) 答申第343号
	令和2年度(行情) 答申第344号
	令和2年度(行情) 答申第345号
	令和2年度(行情) 答申第360号
	令和2年度(行情) 答申第366号
	令和2年度(行情) 答申第378号
	令和2年度(行情) 答申第411号
	令和2年度(行情) 答申第412号
	令和2年度(行情) 答申第438号
	令和2年度(行情) 答申第496号
	令和2年度(行情) 答申第497号
	令和2年度(行情) 答申第501号
	令和2年度(行情) 答申第505号
	令和2年度(行情) 答申第514号
	令和2年度(行情) 答申第516号
	令和2年度(行情) 答申第539号
	令和2年度(独情) 答申第1号
	令和2年度(独情) 答申第11号
	令和2年度(独情) 答申第12号
	令和2年度(独情) 答申第22号
	令和2年度(独情) 答申第25号
	令和2年度(独情) 答申第26号

	<p>令和2年度（独情）答申第31号</p> <p>令和2年度（行個）答申第2号</p> <p>令和2年度（行個）答申第9号</p> <p>令和2年度（行個）答申第36号</p> <p>令和2年度（行個）答申第39号</p> <p>令和2年度（行個）答申第40号</p> <p>令和2年度（行個）答申第44号</p> <p>令和2年度（行個）答申第45号</p> <p>令和2年度（行個）答申第92号</p> <p>令和2年度（行個）答申第93号</p> <p>令和2年度（行個）答申第94号</p> <p>令和2年度（行個）答申第103号</p> <p>令和2年度（行個）答申第107号</p> <p>令和2年度（行個）答申第121号</p> <p>令和2年度（行個）答申第135号</p> <p>令和2年度（行個）答申第161号</p> <p>令和2年度（行個）答申第162号</p> <p>令和2年度（行個）答申第166号</p> <p>令和2年度（行個）答申第178号</p> <p>令和2年度（行個）答申第187号</p> <p>令和2年度（独個）答申第17号</p> <p>令和2年度（独個）答申第22号</p> <p>令和2年度（独個）答申第26号</p> <p>令和2年度（独個）答申第29号</p> <p>令和2年度（独個）答申第41号</p> <p>令和2年度（独個）答申第42号</p>
2) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの（32件）	<p>令和2年度（行情）答申第61号</p> <p>令和2年度（行情）答申第63号</p> <p>令和2年度（行情）答申第95号</p> <p>令和2年度（行情）答申第195号</p> <p>令和2年度（行情）答申第196号</p> <p>令和2年度（行情）答申第197号</p> <p>令和2年度（行情）答申第198号</p> <p>令和2年度（行情）答申第199号</p> <p>令和2年度（行情）答申第200号</p> <p>令和2年度（行情）答申第201号</p> <p>令和2年度（行情）答申第211号</p> <p>令和2年度（行情）答申第245号</p> <p>令和2年度（行情）答申第346号</p>

	令和2年度（行情）答申第363号 令和2年度（行情）答申第436号 令和2年度（行情）答申第437号 令和2年度（行情）答申第527号
	令和2年度（行個）答申第12号 令和2年度（行個）答申第13号 令和2年度（行個）答申第16号 令和2年度（行個）答申第18号 令和2年度（行個）答申第26号 令和2年度（行個）答申第31号 令和2年度（行個）答申第42号 令和2年度（行個）答申第51号 令和2年度（行個）答申第75号 令和2年度（行個）答申第102号 令和2年度（行個）答申第104号 令和2年度（行個）答申第112号 令和2年度（行個）答申第149号 令和2年度（行個）答申第187号 令和2年度（独個）答申第20号
3) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(22件)	令和2年度（行情）答申第14号 令和2年度（行情）答申第24号 令和2年度（行情）答申第25号 令和2年度（行情）答申第26号 令和2年度（行情）答申第27号 令和2年度（行情）答申第28号 令和2年度（行情）答申第90号 令和2年度（行情）答申第118号 令和2年度（行情）答申第119号 令和2年度（行情）答申第157号 令和2年度（行情）答申第237号 令和2年度（行情）答申第288号 令和2年度（行情）答申第313号 令和2年度（行情）答申第325号 令和2年度（行情）答申第333号 令和2年度（行情）答申第347号 令和2年度（行情）答申第348号 令和2年度（行情）答申第510号 令和2年度（行情）答申第538号 令和2年度（行情）答申第539号

	令和2年度（行個）答申第36号 令和2年度（行個）答申第86号
4）文書等の特定について付言したものの（12件）	令和2年度（行情）答申第29号 令和2年度（行情）答申第47号 令和2年度（行情）答申第48号 令和2年度（行情）答申第49号 令和2年度（行情）答申第50号 令和2年度（行情）答申第51号 令和2年度（行情）答申第214号 令和2年度（行情）答申第262号 令和2年度（独情）答申第38号 令和2年度（行個）答申第15号 令和2年度（行個）答申第58号 令和2年度（行個）答申第148号
5）開示決定の迅速・的確化について付言したものの（10件）	令和2年度（行情）答申第263号 令和2年度（行情）答申第266号 令和2年度（行情）答申第305号 令和2年度（行情）答申第306号 令和2年度（行情）答申第307号 令和2年度（行情）答申第323号 令和2年度（独情）答申第22号 令和2年度（行個）答申第82号 令和2年度（行個）答申第153号 令和2年度（行個）答申第157号
6）審査会への対応について付言したものの（6件）	令和2年度（行情）答申第237号 令和2年度（行情）答申第274号 令和2年度（行情）答申第275号 令和2年度（行情）答申第276号 令和2年度（行情）答申第277号 令和2年度（行情）答申第538号
7）開示の実施手続について付言したものの（5件）	令和2年度（行情）答申第470号 令和2年度（行個）答申第133号 令和2年度（行個）答申第148号 令和2年度（行個）答申第153号 令和2年度（行個）答申第157号
8）開示決定等通知書の不適切な記載について付言したものの（5件）	令和2年度（行情）答申第46号 令和2年度（行情）答申第182号 令和2年度（行情）答申第415号 令和2年度（行情）答申第418号

	令和2年度（行情）答申第452号
9）補正に関する対応について付言したもの（5件）	令和2年度（行情）答申第20号 令和2年度（行情）答申第307号 令和2年度（行情）答申第370号 令和2年度（行情）答申第371号 令和2年度（独個）答申第26号
10）開示・不開示の判断について付言したもの（4件）	令和2年度（行情）答申第94号 令和2年度（行情）答申第113号 令和2年度（行情）答申第234号 令和2年度（行情）答申第247号
11）情報提供について付言したもの（3件）	令和2年度（行情）答申第37号 令和2年度（行情）答申第38号 令和2年度（行情）答申第115号
12）文書管理について付言したもの（3件）	令和2年度（行情）答申第155号 令和2年度（行情）答申第156号 令和2年度（独情）答申第6号
13）開示決定等に係る調査不足について付言したもの（1件）	令和2年度（行個）答申第24号
14）その他（5件）	令和2年度（行情）答申第216号 令和2年度（行情）答申第340号 令和2年度（行情）答申第341号 令和2年度（独情）答申第9号 令和2年度（行個）答申第125号

（注） 令和2年度（行情）答申第237号、第307号、第538号、第539号及び令和2年度（独情）答申第22号並びに令和2年度（行個）答申第36号、第148号、第153号、第157号、第187号及び令和2年度（独個）答申第26号においては、複数の項目にわたって付言している。